

意見発表者と応募意見

1 意見発表候補者選出の流れ

- ・ 12月初旬～12/20 流域委員会による一般意見募集を実施
（詳細は「一般からの応募意見集」を参照下さい）
- ・ 1/24（第9回部会）部会にて、第10回部会での「意見聴取・反映に関する試みの会」（一般意見募集意見から選出された方に意見発表をお願い）の開催が決定
- ・ 1/24～1/28 各委員に推薦意見を3件選出頂く
- ・ 1/29 委員推薦結果をふまえ、部会長および部会長代理によって候補者を選出
- ・ 1/30～ 候補者に意見発表のお願いをする
- ・ 2/19 第10回部会にて6名の方に意見発表頂く

2 意見発表者

委員による推薦結果および意見発表頂く方は以下の通りです。

表 委員からの推薦者及び第10回琵琶湖部会における意見発表者一覧（その1）

発表順	属性	提言者	受付番号	ご出欠 (注1)	メッセージ概要	他部会等との重複 (注2)
1	組織・団体 (NPO)	水と文化研究会 (滋賀県)	113		暮らす環境の見詰め直し	
2	個人	井上 哲也	176		回答のない委員会は不可 関係他省庁の参加	
-	個人	北村 真信	089	×	森林保水 ヨシで浄化 田水循環 非コンクリート岸	
-	個人	高尾 稔	042	×	子供の泳げる琵琶湖	
-	個人	松本 登美子	169	×	草津川跡地の自然文化園 化	
6	個人	村上 宣雄	104		開発許可チェック 資料 公開と住民参加	
3	個人	森脇 榮一	069		家の嵩上げで氾濫許容 水と緑の回廊	1/26 淀川発表者 12/21 試行の会発表者
5	個人	山内 篤	086		学習拠点構築	1/26 淀川発表者
4	個人	石井 秀憲	078		ワンド形成 曲線化連続 土手と河畔林	

注1： 意見発表いただける ×意見発表をお願いしたが、ご都合が合わず出席頂けない
- ご連絡していない

注2：「1/26 淀川発表者」：1/26の淀川部会で実施された同様の会における発表者
「12/21 試行の会発表者」：12/21に琵琶湖部会有志によって実施された意見聴取のための試行の会における発表者

表 委員からの推薦者及び第 10 回琵琶湖部会における意見発表者一覧（その 2）

発表順	属性	提言者	受付番号	ご出欠 (注 1)	メッセージ概要	他部会等との重複 (注 2)
-	組織・団体 (NPO)	関西のダムと水道を考える会	107	-	府営水道は水余り 丹生ダム不要	1/26 淀川発表者 12/21 試行の会発表者
-	組織・団体 (行政)	守山市	096	-	湧水池の復活 導水確保	12/21 試行の会発表者
-	個人	宇野 道雄	098	-	砂浜復元 自然創成 自己中心生活の脱却	12/21 試行の会発表者
-	個人	大岡 修二	186 -04	-	会議に時期を合わせた透明度変化 口だけは駄目	
-	個人	片淵 ふさ子	019	-	目の水質調査 ホタルとメダカ 水質保全の公共事業	12/21 試行の会発表者
-	個人	近藤 斉伸	118	-	丹生ダム事業計画	
-	個人	東郷 尚	064	-	自然生態系に戻す 水循環保全	12/21 試行の会発表者
-	個人	廣嶋 健一	053	-	乾田不耕起直搬栽培	12/21 試行の会発表者
-	個人	森本 博	112	-	水棲昆虫 川の構造 生態再調査	

注 1 : 意見発表いただける ×意見発表をお願いしたが、ご都合が合わず出席頂けない
- ご連絡していない

注 2 : 「1/26 淀川発表者」: 1/26 の淀川部会で実施された同様の会における発表者
「12/21 試行の会発表者」: 12/21 に琵琶湖部会有志によって実施された意見聴取のための試行の会における発表者

意見発表者の意見シート

以下の発表順に並べています。

発表順番	属性	提言者	受付番号
1	組織・団体(NPO)	水と文化研究会(滋賀県)	113
2	個人	井上 哲也	176
3	個人	森脇 榮一	069
4	個人	石井 秀憲	078
5	個人	山内 篤	086
6	個人	村上 宣雄	104

シート上のヘッダー部分について

左から順に下記の3つを記載しています。

- ・意見提出者の分類

 - 個人

 - NPO(NPO等の団体からの意見)

 - 河川利用(河川に関係する団体からの意見)

 - 自治体

- ・受付番号

 - 意見受付順に振っている通し番号。

- ・居住地又は所在地

 - 提言者の居住地又は所在地を記しています。

NPO	113	水と文化研究会(滋賀県)
-----	-----	--------------

川のすがた、川へのおもい

私たち「水と文化研究会」は1989年から10年間、「ホタル」を環境の指標としながら、身近な水辺環境調査を行ってきました。そしてこの10年調査で、ホタルは生活用・農業用水路など人為水系に多いということがわかりました。また、人為水系の中には、稲作の都合上、農繁期と農閑期で水量が大きく異なる水系があることもわかりました。この人為水系のなかでも年中水が流れている「常水」のところに多くいることもわかりました。これは、何を意味するのでしょうか。私たちがおこなったもう一つの調査「水環境カルテ」は、そんな疑問に答える調査となりました。

昭和30年代、水道が入る前の人と水とのかかわりは、川や谷水、井戸水、湧き水、そして胡水を生活の用水にしていました。地域の人たちにとっては、こうした水利用の場を「里中川」、「使い川」という言い方をしながら、「もったいない」「ありがたい」という精神のなかで、すべてのものへの思いやりとともに“水の暮らし文化”を維持していました。野菜を洗い、米をとぎ、洗たくをする川との付き合いは、そこで棲らす多様な生き物を含めて、合理的な生活のシステムを成り立たせていました。なべを洗う、そこから出る残りかすは生き物のエサになります。料理系の水やゴミは家畜の飼料になります。大便、小便は、「養い水」となって農業物の肥料にと、地域内で、また家庭内で使用された水はすべて有用な水となって、“使い回し”されていたわけです。

こうした暮らしの水文化は、地域に水が流れていたことを意味しています。ホタルにとっても、私たちにとっても、年中枯れない水が川を潤していることが、条件であったわけです。

近代式水道の導入は、暮らしのシステムを大きく変える出来事であったといえます。川から遠ざかり、水源と水利用の場を切り離してしまった暮らしからは、蛇口の向こうの琵琶湖を思い浮かべることがほとんどありません。みんなで利用していた川、みんなで守っていた川への思いは、感謝とともに、遠い過去のこととして語られることさえも少なくなりつつあります。

私たちは暮らす環境、山・川・生き物・暮らしぶりを“まるごと”知って、そこから「なにが大切か、なにをしたらいいのか」を私たち自身で反省し、見つめ直すことが“琵琶湖の水”を考える始まりになるのではないかと思います。

個人	176	滋賀県彦根市 井上 哲也
----	-----	--------------

琵琶湖の科学的根拠に乏しい不適正水位操作による湖岸の流出(水害)について

毎年のように、何百メートルもの湖岸が抉り取られ(1日に何10cmも流出するので侵食という表現はおかしい、あえて言うならば水害による湖岸崩壊流出というべき)、木々が倒れるのを目の当たりにして、今春、何とか今となつては科学的根拠に乏しい何十年も前に決められた現行の水位操作の規則を、見直していただくべく、滋賀県、国土交通省琵琶湖工事事務所等に申し入れた。淀川水系流域委員会、及び琵琶湖部会でも、何度か発言してきたが、「琵琶湖の問題なので琵琶湖部会で」無責任な委員長発言や「緊急の問題や個別の問題を話し合う場でない」委員の発言などで問題を先送りにされ、この冬もまた住民や環境団体に対して納得ゆく説明もないまま、景観を著しく悪化させる石積みの応急湖岸保護対策が行われようとしている。湖岸の流出は、資料にあるように国土交通省も認める琵琶湖全体の問題であり、各所に共通する原因の1つは、淀川水系全体の治水、利水のための水位操作であり、滋賀県だけ考える問題ではない。琵琶湖の環境は国の財産でもある。

私たち市民は、21世紀をいきる子供たちに琵琶湖を引き継ぐため今できることをしている。

ダムを壊せとか、堤防をもとに戻せといっているのではない。なぜ、今できることをしないのか。

市民(住民、環境団体)、行政(県、国、下流府県)、研究者は現状の水位管理が治水、利水、環境の側面からみて適正なものに是正するため、今できることからやるべきである。

行政が今すぐ行うべきこと

- ① 過去ではなく現時点と将来の社会情勢、土地利用に促した適正な水位管理のシュミレーションを行い結果を公表すること。
- ② 県、国、下流府県において、①③④の結果をもとに適正な水管理を実施すること。

研究者が今すぐ行うべきこと

- ③ 現状の水位操作による、自然環境の変化、生態系の被害について調査し、結果を公表すること。
- ④ 行政の行なった適正な水位管理のシュミレーション結果の妥当性を検証し、市民に分かり易く説明すること。

20～30年後の川水系のあり方を考える淀川水系流域委員会及び琵琶湖部会は、行政、研究者に①～④を求める必要があるのでは？(今できること)

今があつてこそ、20～30年後があるのであり、現状の問題に対しできることもしないものに未来を語る資格はない。

以上

個人	206	滋賀県彦根市 井上 哲也
----	-----	--------------

淀川水系流域委員会への意見

少なくとも国土交通省の関係団体の顧問をつとめる方が委員長をつとめる委員会においては、国土交通省の担当者から土木の専門家の集まる学会での発表かと思えるこれまでの河川行政の正当性を主張する説明には多くの時間がさかれてきました。

一般傍聴者として「委員会になぜ関係省庁の参加が必要ではないか、傍聴一般参加からの意見に終わっていないか」と、委員会運営に対する意見を申し上げましたが、“聞きっぱなし”で何の回答もいただけておりません。

関係省庁からの情報や意見も入れず、会場まで、足を運んでいる一般傍聴者の意見を“聞きっぱなし”で終わる委員会に対しては、淀川水系に関する具体的な意見を提出する気にはなれません。

最近では中央官庁ですら、パブリックコメントには回答、説明らしきものを出していますし、関係省庁が集まって調整会議(琵琶湖総合保全連絡会議等)を開いています。厚生労働省においては、「健全な水環境の形成に関する研究」が行われているようですし、その他の関係省庁でも水環境の改善に関する様々な検討、研究がなされていますがそのような情報は入っているのですか。

まずは、淀川水系流域委員会が適正な委員会運営になることを希望します。

個人	069	大阪府交野市 森脇 榮一
----	-----	--------------

意見－1 淀川水系流域委員会に対する要望

河川整備計画策定に対する淀川流域委員会の役割と討議すべき項目

1. 河川整備計画策定に対する淀川流域委員会の役割

淀川水系流域委員会・各部会においては、例えば多目的ダム建設の是非、流域住民による水質保全の取組み、森林保全、上下流の交流等のように、河川整備計画策定の範囲を超えた議論がなされている。河川整備計画は、直接的には河川敷の範囲で、学識者及び地域住民の意見を得て、その地域に相応しい具体的な整備計画を策定すべきであると私は理解している。

成果としては、河川整備に係わる基本理念、**基本理念**に沿った整備方針、区間別の具体的な河川整備計画をまとめたイメージ図(平面・縦横断図)を示す方向であろう。

河川整備計画策定の範囲を超えた項目の取扱いは、次の通りとすれば良いと思う。

- A. 多目的ダムの建設は、河川整備基本方針(建設大臣が河川審議会の意見を聴き定める)に位置付けられる。従って、この意見は、流域委員会の立場で河川審議会に伝える。また、洪水氾濫を許容する治水計画の意見(水田地帯で、少数の家屋の嵩上げと思うが)についても、河川審議会への報告事項とする。
- B. 流域住民による水質保全の取組みは、現行の淀川水質汚濁防止連絡会(必要であれば流域住民参加)で対応し、本委員会の意見等は連絡会に伝える。但し、河川・湖沼(ダム貯水池を含む)の水質のあり方、及び河川敷内の水質改善の取組みは本委員会で検討する。
- C. 生物生息環境改善のための森林改善、水田の用掛水路改善、休耕水田の活用、河川環境の維持・改善に係わる施策並びにボランティア活動は、別途、協議会等を設けて対応する。

2. 淀川水系流域委員会で討議すべき項目

淀川水系流域委員会で対応することが望ましいと考えられる項目は次の通りである。

1) 流域の産業・経済を支えるための治水・利水安全度の向上に資する河川整備計画

[治水]①現行淀川水系工事实施基本計画の安全度の確保、②水田地帯で少数の家屋嵩上げと、水害保険制度の創設により洪水氾濫を許容し、産業・経済の中核部区間の治水安全度を、更に向上させ超過洪水に備える。(河川審議会へ意見提出)

[利水]①琵琶湖を水源としない地域の利水計画1/10確率の安全性。②京都市等の下水排水を上水道用水とする淀川本川の浄水場における水質の安全性を確保する対策。

2) 日本文化の香の高い淀川の歴史的景観・景勝地の保全・創成に資する河川整備計画

[歴史的景観]宇治川の平等院、塔の島近傍、桂川嵐山、淀川木川の鶴殿等

[景勝の地]瀬田川の鹿跳溪谷、桂川保津峡、琵琶湖八景、ダム貯水池等

3) 淀川流域の生物多様性を豊かに支え、琵琶湖・淀川の固有種の生息に資する河川整備計画

魚類の昇降の確保及び良好な生息環境の保全・創成(健全な栄養塩類循環の確保)

[関連事項 3]①ブラックバス等の外来魚の駆逐、②生物多様性の確保に必要な河川・湖沼の水質

4) 河川に親しみ、生物との触れ合いを通じて豊かな人格の形成に資する河川整備計画

①淀川本川の自然保全地区の徹底的な保全。②野草広場地区に河川敷自然植生を主体とした観察園の設置。③施設公園の周辺に河川敷生態系に配慮したバッファゾーンの設置。

以上

個人	069	大阪府交野市 森脇 榮一
----	-----	--------------

意見 - 2 治水に対する基本理念

流域の産業・経済を支えるための治水安全度の向上に資する河川整備計画

* 必ず発生する洪水氾濫* - 治水事業の推進は不要か？ -

1. 流域委員会における所感

6回の淀川水系流域委員会を傍聴して、私は、流域住民の生命・財産を守る治水事業の必要性の認識が極めて低いように感じた。例えば治水のための工事はやめて、その予算を環境保全に使用する、治水事業を中止する勇気を持つ等の意見である。毎年どこかで洪水氾濫が発生している現状を考えると、私には淀川流域に洪水氾濫をもたらす豪雨が発生しないと科学的根拠を見出せない。なぜなら現行工事实施基本計画に定める計画高水流量を安全に流下できるのは、木津川下流部のごく限られた区間のみであるからである。

2. わが国の治水事業の経緯及び治水効果

今までの治水事業の取組みは、環境への配慮が不十分なことは認めなければならないが、第二次大戦後に洪水氾濫が頻発し、多くの人命・財産及び稲作に多大の被害が発生し、速やかに洪水氾濫を防ぎ、国民の飢えを解消する必要があった。

当時の国民所得・国家財政は乏しく、治水予算が潤沢であるわけではなく、事業費と工期の面で有利な治水目的を有するダム建設が進められ、堤防は規格通りとして限られた予算で、ひたすらに堤防の延長を稼ぐ事が、この時代の要請であり、会計検査院も厳しくその方向で検査をした。このような効率的な治水事業の推進によって全国の河川の安全度が高まり、産業・経済の発展を支え日本は経済大国に発展し得たのである。

(戦後の治水事業の整備による洪水氾濫防止効果を明確に示すべきである。)

3. 今後の治水事業推進のあり方

こうして河川の安全度は高まり、産業・経済の発展、個人所得の増大によって、洪水氾濫域に工場・事業所、人口・財産等が集積した。淀川に洪水氾濫が発生すると被害は甚大であり、また生産活動が損なわれるので、他流域及び海外の産業との競争を考慮すると、特に中小企業は立ち直れないであろう。従って、環境保全を重視するとしても、人命・財産を守り、産業・経済活動を健全に維持するため、次の治水施策を推進すべきである。

現行の淀川水系工事实施本計画に定める治水施設の整備は怠りなく推進する。

人口・資産の過度に集中する区域は、早期に効果の発揮できる超過洪水対策を講ずる。

水田地帯では、少数家屋の嵩上げと、水害保険制度の創設により洪水氾濫を許容する。

4. 委員会に対する要望

日本国憲法によって、人々は健康で文化的な生活する権利を有しているが、洪水氾濫はその権利を奪う。一方、河川法は河川について洪水、高潮等による災害の発生を防止する事を目的としている。従って、堤防(洪水調節ダム)は洪水氾濫を防ぎ、氾濫域の人々の生命と健康で文化的な生活を守る砦であるので、治水機能を確保すると共に、経済大国になった今、環境に配慮した川造りが始まると考え、委員の方々は英知を傾けて、生物の視座からも望ましい河川整備計画を策定していただきたい。

以上

個人	069	大阪府交野市 森脇 榮一
----	-----	--------------

意見 - 3 河川・湖沼の水質保全に関する基本理念

生物多様性を確保する河川・湖沼の水質についての認識と河川整備計画

* 水質濃度が低くければ生物多様性が確保できるのか*

1. 生物多様性を確保する河川・湖沼の水質についての基本理念

生物多様性を確保する河川・湖沼の水質は如何にあるべきかについて私見を述べる。

我が国の水質保全行政が公害対策として水質問題に対処したことや、河川・湖沼の水質濃度が低ければ、アユ、ヤマメ等の高級魚が生息でき、漁業経営上有利であるとする側面で水質のあり方を判断してきた。生物多様性の保全が重視される現代においては、新たな視点で水質を捉えなければならない。従って、「生物の多様な生息・生育環境の確保」するための河川・湖沼の水は、「各水域で生存する生息種が必要とする適度な栄養分(栄養塩類及び有機質)を保持する」とする視点が必要であろう。

2. 生物多様性を確保する河川・湖沼の水質保全の方向

1) 生物多様性を確保する河川・湖沼の水質保全のあり方

次に、河川・湖沼の各水域における生物多様性を確保するための適度な栄養分濃度のあり方は、河川・湖沼の流域が自然的状態(人為負荷の少ない状態)であった頃の栄養分濃度が理想であり、そうするには流域の諸条件を本来の自然的状態に近づけるように復元(負荷の削減、自然浄化機能の回復)を行う必要があると考えられる。

2) 琵琶湖の水質管理と水質保全のあり方について

琵琶湖の水質類型指定は、水質測線上の中央と湖岸共に、南湖はA類型、北湖はAA類型である。「人間の視座」では景観・水遊びの面で湖心から湖岸、果ては内湖まで、全ての湖水が清冽であることを期待する。しかし、内湖や湖岸では人為負荷のない時代でも落葉、沈水性・挺水性植物等の枯死した有機質が堆積・分解して、湖岸周辺の有機質、無機塩類等の水質濃度を高め、また流入河川の影響によっても水質濃度は高まる。

従って湖心に比べて、湖岸、内湖は水質濃度の高いのは当然で、内湖にアオコが発生する事もある。この水質濃度差が琵琶湖の「生物の多様性」を確保しているともいえよう。

これを水質環境基準点の設定で見れば、例えば湖心をAAとすると、湖岸・内湖はA或いはB類型として指定するのが素直である。この類型指定は琵琶湖の多様な生物の生息環境を確保するものであると共に水質保全対策も効率的に対応できよう。なを、北湖が湖岸までAA類型であるとして、流域に生活する人々や水生生物、水鳥に良い環境なのか。流域に100万人以上の人々が生活し、広い耕作地が存在する琵琶湖でAA類型が達成できるのか、併せて議論すべきである。(AとAAの中間のAaを県条例で設定できないか。)

3) 河川の水質保全のあり方について

河川については、淵が粒子状の有機質を堆積させて分解し、瀬がせせらぎによりD0を供給すると共に底生生物により水質を浄化する。連続する瀬と淵は水質浄化に有効であると共に、淡水魚の良好な生息環境であるので、堰・落差工を設けることも含めて積極的に瀬と淵を創成することが望ましい。

以上

個人	069	大阪府交野市 森脇 榮一
----	-----	--------------

意見 - 4 河川・湖沼と生物の多様性に係わる基本理念

生物の多様性を復元する「水と緑の生物の回廊」

* 陸域と海洋の豊かな生物の多様性を支える栄養塩類の循環*

[はじめに] 小林委員は「河畔林が治水、ビオトープネットワーク化に有用である」ことを提言され、河川を「生命的回廊」として、海域ビオトープと陸域ビオトープを連絡する意見もある。河川整備計画に「生物的回廊」や多自然型川造りを取入れることについての基本理念をまとめた。

1. 生物の営みと栄養塩類の回帰について

地球上では生産者の植物が無機栄養塩類、CO₂及び水を吸収し、無限の太陽エネルギーにより有機物を生産して増殖する。これを動物が捕食し、動物の排泄物及び植物、動物の遺体（有機態）をバクテリア等が分解して無機栄養塩類とする回帰が行われて生物は永続して生存できる。

2. 生物の生存を支配するリンの挙動

リン酸（リン）は植物の¹⁾生存・増殖と捕食する動物の生存を支える**重要な物質**である。

1) 無機リン循環の歴史的な変化について

地球上には岩石風化によるリンを水が溶かして海洋へ運搬する「陸地 河川 海洋」へのリンの流れと、河川を遡上するサケ、マス等や海洋の魚類を捕食する鳥類による「海洋・湖沼 河川 陸地（林野）」へのリンの流れがある。即ち、地球上では海洋・湖沼 河川 陸地に連なる**水循環系と生物移動系の作用によるリンの循環が行われている。**

2) 栄養塩類の循環と生態系の拡大について

河川により運搬・蓄積された海洋のリンは、豊かな動植物を育て、サケ、マス等が捕食して数千倍の体重に育ち河川の上流に遡上する。これは海洋のリンを遡上性魚類が、河川により陸上の奥深く運搬することである。晩秋に遡上したサケ・マス等の一部は、河川の上流で鳥類や哺乳類に食べられ、その排泄物や遺体は林野に散布される。産卵を終えたサケ・マス等は生命を終え、春の雪解け水により下流に運ばれ水生昆虫、甲殻類等を育てる。

水生昆虫は羽化して陸地に飛び立ち、死滅して林野にリンを供給し、また鳥類は水生昆虫を捕食して、より広い範囲の林野に排泄物（リン）が散布される。このように**魚類、水生昆虫と鳥類、哺乳類の行動が、水循環を媒体として海洋・湖沼から河川、河川から林野へのリンの流れを生み、陸上動植物及び海洋動植物が豊かな多様性が創造された。**

3. リン（栄養塩類）循環の問題と河川整備計画策定の理念

河川は堰、砂防ダムの設置等により魚類等の遡上が困難となり海洋からリンの運搬が損なわれ、また瀬、淵、わんどが失われ落葉等を貯留する機能が損なわれて、水生昆虫等の生育に支障を与え、水域のリンの回帰、林野へのリンの移動が損なわれている。

淀川水系の豊かな生物の多様性を保全するには、海域ビオトープ（海洋、干潟、タイプーブル）から陸域ビオトープ（河川、湖沼、林野、耕作地等）の間の健全な水循環と栄養塩類循環を再生することを基本理念とすべきである。河川整備計画では、魚の登りやすい川造り、瀬、淵、ワンドの造成及び河畔林帯を整備して「水と緑の生物の回廊」を構築することが基本理念に沿うことと考えられる。

以上

個人	078	滋賀県神崎郡 石井 秀憲
----	-----	--------------

淀川水系についての意見

(特に琵琶湖、愛知川、周辺について)

1. 問題点

- 1.1. 合成化学物質(農薬等)による汚染。合成化学肥料、生活排水等による富栄養化、田植時の泥水の流入。(琵琶湖に蓄積→淀川へ)
- 1.2. 川の直線化等(早く流してしまう)。内湖等の埋立等による自然浄化能力の減少。(川に浄化能力があるという認識の欠如)。
- 1.3. ほ場整備による乾田化と保水時間の減少。冬期など小川や川の長期にわたる乾上り。即ち、多様な生物の住める場所でなくなっていること。
- 1.4. 河辺林の減少

(例)能登川町、日本電気ガラス(株)横の愛知川の貴重な河辺林が安易に伐採されたことがある。当時、マスコミでも批判されたが。何故か？今一度調べ直して欲しい。こんな事があってはならない。

2. 要望

2.1. 水の流れる部分について

(イ) 淀川のように、ワンドがあり、岸近くには、アマモやヨシが茂げる。水中植物が育つ。特に、河口にはヨシが茂り、中州や浅瀬がある。

指標としては、サギや冬はカモ等が群れていること。

例えば、愛知川は良いが、野洲川河口がダム。掘りすぎて水深が深い？浅くすれば水生動植物が増え、浄化作用も行われ、水も澄んで生きて来る。カモ等も群れる。他の河川も見直し必要。

(ロ) 曲線化と所々に段差を作る。(滞留時間を長く、空気中の酸素を多く溶かす)

(ハ) 野生生物との共存を全く無視したほ場整備による河川と排水路の断絶を修復する。(パイプ排水の落水では魚は溯上出来ない。田んぼに入れない)

2.2. 岸について

(イ) コンクリートや石積みの岸はやめ、土手が良い。理想は余呉川、土手巾は広がるが、草に被れ、野生生物の宝庫、水辺と岸を行き来、出来るのも良い。(カエル等)

(ロ) 河辺林を育成、保護する。例えば、愛知川河口は拵巾工事が行われているが、大木が惜しげもなく切られている。どんな野生生物がいるか、環境アセスは行われたのだろうか？結果は？利用者の少ない「ふれあい公園」のようなものは、今後作るべきではない。(キツネやタヌキ、キジなどの湖東に残された貴重な棲息地であった)

(ハ) 田の畦は(田んぼは)、枯草剤(農薬)を使う様になり、野生生物は住めなくなっている。堤防の草は将来も、今の様に草刈機(物理的方法)で処理を。

「淀川」は、生きた教材

……流域各地に『淀川』学習の拠点校づくりを……

1. 教育現場の現状。

残念ながら、淀川本流に接する校区を持つ小・中・高等学校においても、支流に校区を持つ学校においても、「淀川」を総合的に追及した実践例を見いだすことはできない。部分的に扱おうか、触れる程度の学習で終わるものが多い。したがって、児童・生徒たちにとって「淀川」は、生活から離れた忘れられた存在になっている。

2. なぜ、「淀川」学習が低調なのか。

まず、教師に、「淀川」のすぐれた機能、流域の人々に及ぼしているすぐれた役割が理解されていないばかりか、流域民の生活を破壊しかねない「淀川」の変貌への切実感や危機感が乏しいことにある。また、将来にわたって、流域の人々の生活に欠くことができない「淀川」の恵み、生活に密着した「淀川」のめぐみを総合的に追及し、わたしたちの「淀川」へ高めることの大切さが、認識されていないことにあると思われる。

仮に心ある教師がいても、「淀川」を教える適切な教材や、話を聞いて学ぶ人材やわかりやすく利用しやすい施設が乏しいこともあって、すぐには実践できない状況が原因となっていると思われる。

3. 総合的な「淀川」学習は可能。

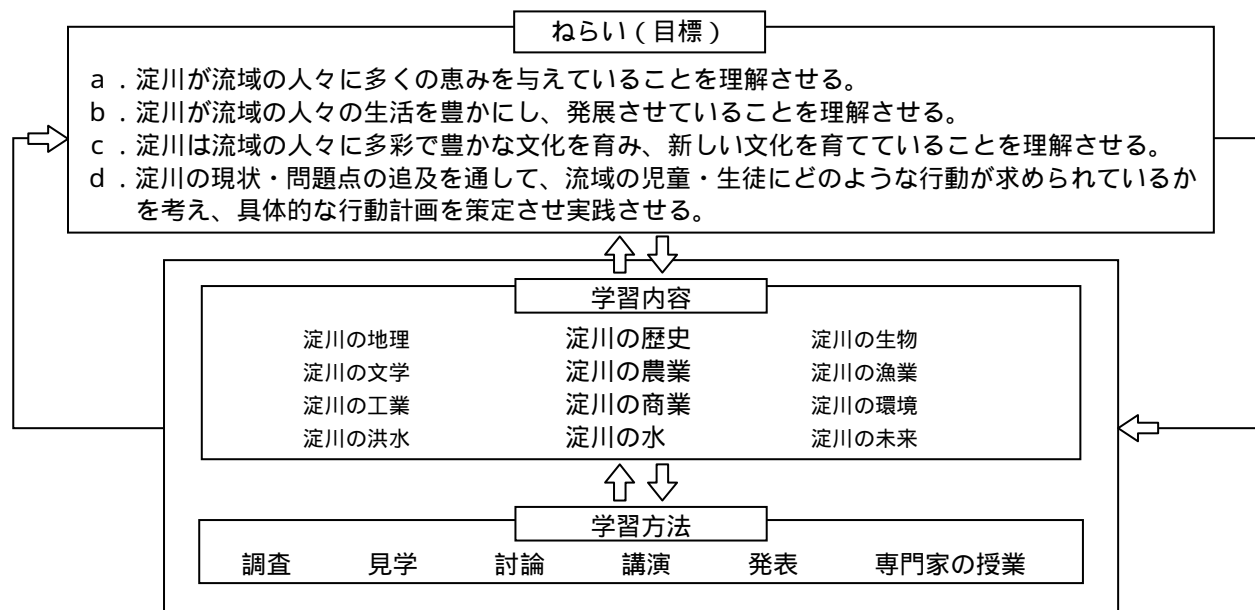
「淀川」を総合的に学習することによって、流域の児童・生徒にとっての母なる川への理解にとどまらず、知識を覚えることに熱中している児童・生徒たちに、今一番欠けている「自ら課題を設定し、調査し、追及し、解決する力」、「学習の方法」「追及の意欲」「協力して問題を解決する実践力」を身につけさせることができる。

さいわい、平成 14 年から、小学校・中学校で、平成 15 年から高等学校において、「総合的な学習の時間」がスタートする。ご存じのように、この学習の目的は「これまでの覚えることに主眼を置いていた教育から、考える力を身につけさせること」にある。この時間は、各学校が、又は各学年が年間を通して独自の追及テーマを設定し、一年を通じて追及できる時間が与えられたものである。

各学校は、学校独自のテーマを設定し、学校教育の目玉を作ることになっている。

この学習の時間に「淀川」を総合的に学習する、特色ある学校が現われれば、すばらしい事だと思っている。「この時間に、『淀川』学習をしませんか」と呼びかけることが大切である。ただ単に、呼びかけるだけでなく、それをサポートする早急な体制作りが必要になってくる。

4. 総合的な「淀川」学習とはどんな学習か(試案)。



5. 総合的な「淀川」学習を可能にする諸条件

まず必要なことは、教師をサポートする体制を、「淀川」に関する専門家たちが力を結集して、作ることである。例えば、「淀川」学習を実践できる教師を発掘すること、上記の学習内容を、児童・生徒に理解しやすいように書きあらわしたパンフレットを豊富に用意すること、教師の要望に応じて、専門家を学校へ派遣できる体制を整えること、「淀川」関連施設を児童・生徒に利用しやすいものにする、さらに「淀川」学習に関心のある教師を定期的集めて、実践交流を実施し、淀川を深く勉強したり、効果的な学習方法を研究できる体制を構築することだと思う。このためには、貴委員会の「流域各地に『淀川』学習の拠点校づくり」が、大切になってくる。

個人	104	滋賀県伊香郡 村上 宣雄
----	-----	--------------

淀川水系流域に関する意見

私は淀川の源流に位置する余呉町に住む者です。このホームページにも時々目を通しています。21世紀の新しい川作りを求めて自由な発想で委員の皆さんが検討されている事に対して、敬意を表しています。そして成果を期待している一人です。

現在私は、高時川の最上流で行われているスキー場(丹生ダムより上流)の拡大に伴う開発事業のありかたを協議する環境保全に関する協議会の会長をしています。すでにご承知の通り、無謀な開発行為によって高時川に大量の濁流が流れ、その解決策に企業も、行政も、私たち協議会も頭を悩めています。

私は、何回も協議会を開催し、県当局や業者とも話し合っていますが、事はうまく進んでいきません。多くの時間をかけ、必死の努力をしても現在のところ環境保全の意見が十分反映されるシステムにはなっていません。

以下問題点と提案を列記します。

①今の開発の許可が出せるシステム(行政サイドでは出さざるを得ないシステム)は十分にチェックシステムを追加するなど変更していく必要があります。

②淀川水系で、河川を保全するために開発をしてはいけないエリアを事前に 決めることがたいせつです。この場合、豊かな環境が残されているエリア(植生や魚類等が豊かである)を重点的に選び出す。この作業は上流のみでなく、下流までのすべての淀川水系で行う必要かあると思われる。

淀川水系保全エリアベスト100~200選び出す。この場合景観も大切ではあるが、生き物の多く生育している空間(ビोटープ空間)を選定基準にすることが望ましい。

③現在淀川水系で実際に行われている工事をリアルタイムでわかるようにする。ダム工事や河川工事、企業の開発工事、浚渫工事などに区別してわかるようにする。そしてそれぞれの事業が環境保全の立場からうまくいっているのかどうかをわかるようにする。

④住民参加型の河川工事の推進

これについては、建設省も県も住民参加型の河川作りを展開している。すでにその成果が現れているところもあれば、そうでないところもある。これらの情報をマップ上にリアルタイムでわかるようにする必要がある。

⑤データの公開

すでに国や、県によって多くの河川事業が行なわれてきた、現在もなされている。21世紀の川作りに役立つ事例もある。それらの情報を公開していく必要がある。どこの川作りを参照すれば、良い川作りができるの一目瞭然でわかるようにしてほしい。現在滋賀県の生物環境アドバイザーとしていろいろの河川工事に携わっていますが、現地での対応は大変厳しいものがあります。

ご指導とご支援をよろしく申し上げます。 以上